GPL における derivative work の意義

2003年11月19日

弁護士・弁理士 水谷 直樹

1.はじめに

オープンソースソフトウェアの普及と共に、オープンソースソフトウェアのライセンス条件、特にライセンス条項として広く使用されている GPL (General Public License) が規定している derivative work の意義が問題になってきている。

すなわち、GPL によれば、オープンソースソフトウェアのライセンシーが、ライセンスを受けたソフトウェアに関連して独自にソフトウェアを開発した際に、これが GPL が規定している derivative work に該当すると判断された場合には、当該ライセンシーは、独自開発ソフトウェアを第三者に頒布する際に、同ソフトウェアのソースコードの開示を義務付けられることを含めて、GPL のライセンス条件に従うことが義務付けられている(GPL 第 1 ~ 3 条)。

このため、どのようなソフトウェアであれば、GPL に従ってライセンスされたソフトウェアの derivative work に該当することになり、どのようなソフトウェアであれば、これに該当することにならないのかについて、その基準を、可能な限り明確にすることが、実務上では求められている。

2.GPL が規定している derivative work の内容

GPL 第0条は、derivative work について、以下のとおり規定している。

This License applies to any program or other work which contains a notice

placed by the copyright holder saying it may be distributed under the terms of this General Public License. The "<u>Program</u>", below, refers to any such program or work, and a "<u>work based on the Program</u>" means either the Program or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Program or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".)

すなわち、GPL 第 0 条は、" Program " と " work based on the Program " について定義しており、これを受けて、GPL 第 1 条以下では、この " Program " または " work based on the Program " の複製、頒布に対しては、GPL が適用されることが規定されている。

上記のうち、"Program"は、ライセンシーにおいて、GPL に従ってライセンス を受けたソフトウェアそのものである。

これに対して、"work based on the Program"については、"the Program or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Program or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated into another language." と規定されている。

上記部分中の前段部分によれば、"work based on the Program "とは、"Program" または同"Program"の著作権法上の derivative work (派生物)を、その内容としているものと理解される。

これに対して、上記引用部分中の"that is to say "以下の後段部分では、"Program" の全部もしくは一部、またはその derivative work (派生物)の全部又は一部を含むソフトウェアは、全て"work based on the Program"であるかの如く規定されている。

すなわち、上記のうちの後段部分を前提にした場合には、"Program"そのもの、 もしくはその derivative work(派生物)を、一部でも含んでいるソフトウェアは、 全て"work based on the Program"に該当することにもなりかねない。

これに加えて、後述するとおり、上記定義規定を前提とした場合において、GPL に基づきライセンスされた OS に基づき、新たにアプリケーションソフトウェアを

開発した場合には、両者が一体として"work based on the Program"となることを肯定しようとする立場も存在している。

このような立場は、"work based on the Program "が" Program or any derivative work under copyright law " であると規定している前段部分の内容と整合していないと考えられる。

換言すれば、上記の立場を前提にした場合には、"work based on the Program" に関する GPL の定義部分においては、前段部分と後段部分の内容が一致しておらず、後段部分の方が、より広い内容を規定しており、齟齬が生じているものとも考えられる。

しかし、契約条項中に相異なる内容が共に存在している場合には、両者を、相互に可能な限り整合的に理解すべきであるとの原則からすれば、"work based on the Program"の定義部分についても、前段部分と後段部分とは、相互に整合するように理解することが相当と考えられる。

仮に、このような立場を前提にしない場合には、GPLの定義規定においては、後段部分が、結果として前段部分の内容を否定していることを容認することになり、明らかに合理性を欠いていると考えられる。

従って、後段の"a work containing the Program or a portion of it"の部分は、前段の"the Program or any derivative work under copyright law"の範囲内のものを指していると、相互に整合的に解することが相当である。

次項においては、このような立場を前提としたうえで、検討を続けることとする。

3 . 具体的な問題点の検討

次に、GPL が規定している derivative work に該当するのか否かに関して、いくつかの個別の問題点を検討する。

(1) 静的リンクと動的リンク

異なるソフトウェア同士を結合(リンク)させる方式としては、ソフトウェア

の実装時に、異なるソフトウェアを結合させる静的リンクの方式と、ソフトウェ アの実行時に、異なるソフトウェアを結合させる動的リンクの方式とが存在して いる。

静的リンクの場合には、ソフトウェアの実装時に、異なるソフトウェアを結合 させるために、両者が著作物として、有機的に一体のソフトウェアであると評価 することが、動的リンクの場合と比べると、比較的容易であるとも考えられる。

もっとも、後述するとおり、階層(レイヤー)を異にする OS(例えば、Linux)とアプリケーションプログラムが、実行ファイル中に共に実装されていたとしても、両者は、階層を異にする別種のプログラムであるため、これらが、実装により有機的に一体のソフトウェアとして形成されたと評価することには疑問がある。他方で、動的リンクの場合には、ソフトウェアの実装時においては別々に独立しているプログラムが、実行時において、相互に結合されることになる。

この場合には、両者が有機的な一体物として評価し得るのか否かは、異なるソフトウェア同士の実行時における結合の態様や結合の程度、強弱等に応じて決定されることになると考えられる。

(2) 異なる階層 (レイヤー)に属するソフトウェア間の結合

異なる階層(レイヤー)に属するソフトウェア同士が結合した場合に、両者が derivative work を形成するのか否かが問題になる。

一例を挙げれば、ライセンシーが、GPL に基づき OS のライセンスを受け、他方で、この OS を前提としたアプリケーションプログラムを独自に開発した場合に、OS とアプリケーションプログラムとは、異なる階層(レイヤー)に属しているソフトウェアである。

この場合に、両者がリンクにより技術的に結合した際に、derivative work が形成されるのか否かを検討するに、OS(例えば、Linuxのカーネル)とアプリケーションプログラムとは、階層を異にする別種のプログラムであるから、これらが技術的に結合することがあるとしても、これにより、有機的に一体の著作物が形成されることは、そもそも想定をすることが困難である。

すなわち、OS とアプリケーションプログラムは、異なる階層(レイヤー)に

属するソフトウェアであることから、これらが技術的に相互にリンクすることがあるとしても、技術的な結合により、法的にみて有機的な一体物が形成されると考えることには、相当の無理があると言わざるを得ない。

そして、このことを前提にした場合には、OSとアプリケーションプログラムとの間の結合の方式が、静的リンクであったとしても、動的リンクであったとしても、リンクの方式の如何にかかわらず、両者が技術的にリンクされた際に、これにより derivative work が形成されたと考えることは、困難であると考えられる。

(3) 同一の階層(レイヤー)に属するソフトウェア間の結合

同一の階層(レイヤー)に属するソフトウェアが相互に結合することにより、derivative work が形成されるのか否かは、両者間の結合の態様、結合の程度、強弱等に依存するものと考えられる。

a.アプリケーションプログラムとGPLライブラリー

ライセンシーが GPL に基づきライブラリーのライセンスを受け、このライブラリーを前提としたアプリケーションプログラムを独自に開発した場合に、このライブラリーとアプリケーションプログラムとの間の技術的な結合が、derivative work を形成するのか否かが問題になる。

この場合には、両者は、同一もしくはこれに準ずる階層(レイヤー)に属する ソフトウェアであることから、両者が結合をした際には、derivative work を形 成しやすいものとも考えられる。

もっとも、アプリケーションプログラムを開発したライセンシーが、ライセンスを受けた GPL ライブラリーを、ブラックボックスのように扱い、その内容(ソースコード)をも参照することなく、アプリケーションプログラムを開発した場合には、アプリケーションプログラムとライブラリーが、有機的に一体のderivative work (派生物)を形成すると言い得るのかについては疑問がある。

以上のとおりであるが、上記に付言すれば、アプリケーションプログラムと

GPL ライブラリー間のリンクの方式が、静的リンクである場合と動的リンクである場合とで、上記において、格別の結論の相違をもたらさないものと考えられる。

b. ダイナミック・ローダブル・モジュール

Linux のカーネルに対して、ソフトウェアの実行時にリンクされるダイナミック・ローダブル・モジュールが存在する場合に、両者が結合された際に、derivative work が形成されるのか否かが問題になる。

この点については、前述したとおり、両者の結合の態様、結合の程度、強弱等 を考慮することにより、個別に判断すべきものと考えられる。

まず、ここでの結合の方式は動的リンクである。

従って、derivative work の生成の有無は、ソフトウェアの実行時において問題になることになる。

このことを前提にした場合に、仮に、上記モジュールが、Linuxのカーネル以外の別のOS用に開発されたものであるとすれば、当該モジュールは、カーネルとの結合の程度が弱く、相互に結合した際の、著作物としての有機的な一体物性という点で、両者は密接な関連性を有していないと考えられ、derivative workであることが否定されることになるものと考えられる。

同様に、当該モジュールとカーネルとが、標準的なインタフェイスを介して結合される場合にも、結合の程度が弱く、derivative work であることが否定されることになるものと考えられる。

また、これ以外の場合についても、結合の程度、強弱等の点から、著作物としての有機的一体物の生成の有無との観点から、個別に判断していくべきものと考えられる。

なお、動的リンクに関して、リンク時における derivative work の生成の有無については、上記のダイナミック・ローダブル・モジュール以外の場合についても、大旨上記の基準に従って検討していくべきものと考えられる。

(4) 組み込み機器への実装

上記のとおりであるが、異なる種類のソフトウェアが 1 つの ROM 中に実装され、機器中に組み込まれた場合には、上記の結論に何らかの変更を加える必要が生じるであろうか。

組み込み機器への実装形態は、一見すると静的リンクの場合に近い形態であることから、静的リンクの場合と同一の結論を採用すればよいようにも考えられる。しかし、例えば、ダイナミック・ローダブル・モジュールとカーネルとが組み込み機器中に共に実装された場合に、これにより直ちに derivative work が生成されたと解することには疑問がある。

この場合においても、上記の場合と同様に、複数のソフトウェアが、同一の階層に属しているのか否か、ソフトウェア間の結合の程度、強弱等を勘案しながら、derivative work が生成されたのか否かを判断していくべきものと考えられる。

4 . 結論

GPL に基づきライセンスされたオープンソースソフトウェアが、ライセンシーに おいて新たに開発したソフトウェアと共に derivative work を形成することになる のか否かについては、様々な立場から様々な議論が行なわれてきている。

本稿では、技術的な内容を踏まえつつ、法的な立場からの検討を行なったものである。

ところで、GPLを、ソフトウェアのライセンス契約の契約条項として眺めた場合には、通常のライセンス契約にはみられないような曖昧さ、不明確さが存在していることを否定できない。

この点は、オープンソースソフトウェアを普及させていく際のリスク要因にもなりかねないものであるから、この点に関しては、ライセンス条項の改訂等を通じて、 実務に定着しやすい、より明確かつ合理的な内容へと修正されていくことが望まし いと考えられる。